

損失限定取引（スマ - ト C X）商品概要

取引銘柄	金のみ
取引証拠金	<p>約定金額 ± ロスカット水準（100 円） × 価格変動率（8%） × 取引倍率（1,000 倍） + 10 万円</p> <p>・ 計算例（約定金額 3,750 円の場合）</p> <p>〔 買建玉の場合 : (3,750 円 - 100 円) × 8% × 1,000 倍 + 100,000 円 = 392,000 円</p> <p>〔 売建玉の場合 : (3,750 円 + 100 円) × 8% × 1,000 倍 + 100,000 円 = 408,000 円</p> <p>取引開始に際して証拠金の預託額は余裕をもって預託するように願います。</p>
取引単位	1 枚（1Kg）
追加証拠金	なし
レバレッジ	10 倍程度
リスク	初期投資金額以内
手数料	約定金額によって決定（詳細については担当部署にお問い合わせください）
立会時間	日中立会（9：00～15：30） 夜間立会（17：00～20：00）
注文種類	Limit Order・Market Order・Stop Order の 3 種類
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク限定商品であり、損失額は最大で初期投資金額である。 ・ 通常取引と比較すると預託する証拠金が大きくなり結果レバレッジは低くなる。 ・ リターンについては通常取引と同じ

注）証拠金の額は約定金額によって変動いたします。

* 上記内容についてご不明な点等がございましたら、下記担当部署までお問い合わせください。

〔 管理部 03-5644-7315

〔 顧客サ - ビス室 0120-854-200（受付時間 8：30 ～ 20：00）

受託契約準則に定める損失限定取引（スマートＣＸ）約款

本約款は、準則第6条の3に基づき株式会社共和トラスト（以下「当社」といいます。）の定める損失限定取引に基づく取引（以下「損失限定取引」といいます。）の取引約款であり、以下の条項に基づき取引を行うものとする。

第1条（用語の定義）

本約款において使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- （1）「ロスカット取引」とは、一定の損失に達した場合に自動的に市場内で決済を行おうとする取引
- （2）「ストップロス取引」とは、ロスカット取引が成立しなかった場合に市場外で決済を行う取引
- （3）「損失限定取引」とは、ロスカット取引とストップロス取引を組み合わせた取引
- （4）「ロスカット水準」とは市場離脱を試みる価格
- （5）「ロスカット限度水準」とは、市場離脱を目指す価格

第2条（当社必要証拠金の預託）

当社必要証拠金の預託は、原則、現金のみとする。

第3条（新規建玉の売買注文の種類）

本取引の新規売買注文の種類はリミット注文（L O）又はマーケット注文（M O）とする。

第4条（対象商品及び取引限月の特定）

新規建玉は東京金（標準取引）の最期先（6番限）とする。

第5条（取引の期限）

当限月納会により最期先（6番限）から3番限へ移行となったときは、翌営業日の日中立会にて、お客様の計算において当該建玉を決済する。

第6条（当社必要証拠金の額）

個別取引1枚あたりの当社が定める証拠金10万円を「当社証拠金」、取引所が定める証拠金を「当社委託者証拠金」とし、合計額を「当社必要証拠金」とする。

第6条の2（当社必要証拠金の計算方法）

（1）買建玉の場合

$10万円 + (\text{約定値段} - \text{ロスカット水準} 1000円) \times \text{価格変動率} \times 1,000倍$

（2）売建玉の場合

$10万円 + (\text{約定値段} + \text{ロスカット水準} 1000円) \times \text{価格変動率} \times 1,000倍$

ただし、算出した結果1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げる。

第7条（ロスカット取引を行う値段）

個別取引1枚あたりの値洗損失が10万円以上となる値段をロスカット水準とする。

第8条（ストップロス取引を行う値段）

ロスカット注文が失効された場合、値洗損失が当社必要証拠金の範囲内となる値段をロスカット限度水準とする。

（裏面に続く）

第9条（損失限度額）

当社が定める損失限度額は、1枚あたりの当社必要証拠金の範囲内とする。
ただし、委託手数料は含まない。

第10条（値洗損失の計算及び計算時期）

現在価格をリアルタイムで計算を行うものとする。

第11条（委託手数料）

委託手数料の徴収の時期は、当該建玉の決済時とする。

第12条（取引の手続き）

1. 本取引は、「個別建玉ごとの当社必要証拠金」を初期の投資金額とし、個別の建玉ごとに当社が定めた損失限度を超えた場合に、仕切注文が執行される。
2. 本取引の開始に当っては、委託者は損失限定取引口座に取引証拠金を差し入れるものとする。
3. 委託者は、証拠金の差し入れ後、新規取引を行うことができる。
4. 当社は、委託者の新規取引の約定と同時に、当該取引がロスカット状態になった場合の転売又は買戻しの注文をストップ注文で受注したものとする。
5. 委託者は、次項に該当する場合を除き任意に取引の決済を行うことができ、当該取引の決済後、前項の注文は取り消されるものとする。
6. 当社は、委託者の取引につき値洗損失の計算の結果、取引がロスカット状態となった場合は、第4項の注文を執行するものとする。なお、注文を執行した結果、市場の状況によっては、ロスカット水準における損失の額を超える損失又は超えない損失が発生する可能性がある。
7. 本取引は建玉の維持のための証拠金の積み増しはできない。
8. 本取引から通常取引へ建玉を保持したままの移行はできない。

第13条（本約款の変更について）

1. 当社は、法令、諸規則及び取引所規則等の変更、監督官庁の指示等に伴い、本約款を変更することがある。
なお、本約款を変更する際は、速やかにその内容を書面により委託者に通知するものとする。
2. 委託者が本約款の変更に異議がある場合は、当社が定める期日までに申し出るものとし、当該期日までに申出がないときは、委託者は当該変更同意したものとして取り扱う。

第14条（免責事項）

次の各号に定める事項の発生によって、値洗損失の計算ができなかった場合、又は本約款に基づく決済注文が行えなかった場合、当社は責任を負わない。

- (1) 商品取引所の通信機器、通信回線、コンピュータ等に、欠陥、処理能力等の問題により障害が発生した場合
- (2) 大規模停電、通信障害、天変地異又は戦争等による障害により本取引の提供ができなくなった場合
- (3) その他、当社の責めに帰することができない事由による場合

以上

損失限定取引の委託手数料一覧

約定値段（1グラム） 委託手数料【片道】（消費税相当額）

以後約定値段が 400 円減るごとに 735 円（35 円）減額

1,800 円以上 2,200 円未満	6,930 円	（330 円）
2,200 円以上 2,600 円未満	7,665 円	（365 円）
2,600 円以上 3,000 円未満	8,400 円	（400 円）
3,000 円以上 3,400 円未満	9,135 円	（435 円）
3,400 円以上 3,800 円未満	9,870 円	（470 円）
3,800 円以上 4,200 円未満	10,605 円	（505 円）
4,200 円以上 4,600 円未満	11,340 円	（540 円）
4,600 円以上 5,000 円未満	12,075 円	（575 円）
5,000 円以上 5,400 円未満	12,810 円	（610 円）

以後約定値段が 400 円増すごとに 735 円（35 円）加算

* 日計り手数料は新規建玉のみ

- (注)・委託手数料の徴収は、当該建玉の決済時とし、お預りの証拠金より相殺されます。
なお、円未満単位の端数処理の都合上、税込価格を基にした計算結果と異なる場合があります。
- ・法人のお客様で申出があった場合は、取引実績等により委託手数料を割引することがあります。

損失限定取引の当社必要証拠金の額

計算例（約定値段：3,756 円・価格変動率：8%の場合）

(1) 買建玉の場合は、393,000 円

10 万円 + (約定値段 - ロスカット水準 100 円) × 価格変動率 × 1000 倍

(2) 売建玉の場合は、409,000 円

10 万円 + (約定値段 + ロスカット水準 100 円) × 価格変動率 × 1000 倍

ただし算出した結果、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げる。

なお、「当社必要証拠金」の額は売買注文が成立したあとに確定いたしますので、事前に預託していただく証拠金が不足とならないように、計算例の額以上の証拠金をお預りすることとしております。

以上

損失限定取引 vs 通常取引 比較表

比較項目	損失限定取引（金）	通常取引（金）
レバレッジ	10倍程度	35倍程度
倍率	同じ	同じ
手数料	同じ	同じ
リターン	同じ	同じ
リスク	最大初期投資額以内	初期投資額以上
建玉維持のための追加資金	不可	可能
手仕舞い時のタイミング	強制手仕舞いある	状況に応じて判断可
必要証拠金設定	（株）東京工業品取引所	（株）日本商品清算機構
1枚あたりの証拠金	おおむね40万円	おおむね15万円
資金効率	小さい	大きい
証拠金預託の種類	原則、現金	現金、上場有価証券等
建玉限月	期先のみ	全限月すべて可能
当該建玉期限	おおよそ6カ月以内	おおよそ1年以内
現物受渡し	不可	可
取引銘柄	金のみ	当社取扱い銘柄すべて可能

※ 証拠金の額は価格変動により増・減することがあります。